

上取計、其餘の國々へは無用に可致候事、

傳聞する處は、當歳の虎子、對州人、釜山浦の倭館にて獲たりしを、商人金十兩に買請しを、又々陪蕞して、大坂の商人は、七十金に買入しとぞ、一人前二十四錢の積りにて、一萬八千四百八十人に見せざれば、まづ七十金を聚むるに足ず、其餘の雜費を加へては、十餘萬人に見せずば、購ひがたからん、後いかにせしや、更に聞ことなし、

〔倭名類聚抄十八〕毛群體 嗥 玉篇云、嗥、胡刀反、虎狼聲也、

〔箋注倭名類聚抄七〕獸體 今本云、左氏傳云、豺狼所嗥、嗥、咆也、與此所引不同、所引左傳襄十四年文、說文云、嗥、咆也、咆、嗥也、互相訓、按戰國策、兕虎嗥之、聲若雷霆、說苑、逢蒙撫弓、虎豹嗥嗥、招隱士、猿狖群嘯兮、虎豹嗥、故云、虎豹聲也、

〔萬葉集二〕挽歌 高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌、

挂カケ文マケ忌キ之ノ伎キ鴨カモ略略 中中吹フキ響ナセル流クダ小小角角乃乃音音母母敵敵見見有有虎虎可可叫叫吼吼登登諸諸人人之之協協流流麻麻低低爾爾略略 下

〔嬉遊笑覽八〕方術 醒睡笑鈍なるもの、條に、人くらひ犬も虎といふ字を手の内に書てみすれば、くらはぬと教られ、後に犬を見て、虎といふ字を書すまし、手をひろげてみせけるが、何の詮もなくほかとくふたり、悲しく思ひ、ある僧にかたりければ、推したり、其犬は一圓文盲にあつたものよといへり、この呪もと漢土の法なり、博物類纂十、遇惡以左手、起自寅、吹一口氣、輪至戌、搯之、犬即退伏、搯宜作招字書に、爪搯也とありて、つかむことなり、

〔萬葉集十六〕有緣并雜歌 境部王詠數種物歌

虎トラ爾ニ乘リ、古コ屋ニ乎ハ越コ而テ、青アヲ淵フチ爾ニ、蛟シツ龍チ取トリ將ム來ル、劔ツルギ刀カタ毛モ我ガ、

〔古今和歌六帖四〕戀 人の心をいかゝたのまん

ひとつけにとらのまだらはわきつとも

凡河内のみつね